

議案第 6 号

瑞穂町介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の改正及び介護保険料の改定等のため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町介護保険条例の一部を改正する条例

瑞穂町介護保険条例（平成 1 2 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項第 6 号ア中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を、「特別控除額を控除して得た額」の次に「とし、当該合計金額が 0 を下回る場合には、0」を加え、同項第 7 号ア中「2 0 0 万円」を「2 1 0 万円」に改め、同項第 8 号ア中「3 0 0 万円」を「3 2 0 万円」に改め、同条第 2 項中「平成 3 1 年度及び平成 3 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に、「平成 3 1 年度にあつては 2 4, 9 0 0 円、平成 3 2 年度にあつては 1 9, 9 0 0 円」を「1 9, 9 0 0 円」に改め、

同条第3項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「平成31年度にあつては34,900円、平成32年度にあつては26,600円」を「26,600円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「平成31年度にあつては44,900円、平成32年度にあつては43,200円」を「43,200円」に改める。

附則第8条第1項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準

用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」と読み替えるものとする。

- 3 第 1 項の規定は、令和 5 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 4 年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 8 条第 1 項第 1 号の改定規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の第 4 条の規定は、令和 3 年度分の保険料から適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

瑞穂町介護保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)から(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計金額が0を下回る場合には、0とする</u>。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 略</p> <p>ア 合計所得金額が<u>210万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>	<p>目次 略</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)から(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額_____とする。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 略</p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>

イ 略

(8) 略

ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 略

(9)から(14) 略

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,900円とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,600円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、43,200円とする。

第5条から第11条 略

第4章及び第5章 略

附 則

第1条から第7条 略

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

第8条 略

(1) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス

イ 略

(8) 略

ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 略

(9)から(14) 略

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、平成31年度にあつては24,900円、平成32年度にあつては19,900円とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、平成31年度にあつては34,900円、平成32年度にあつては26,600円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、平成31年度にあつては44,900円、平成32年度にあつては43,200円とする。

第5条から第11条 略

第4章及び第5章 略

附 則

第1条から第7条 略

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

第8条 略

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1

(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) である感染症をいう。次号において同じ。)により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 略

2 略

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計

所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令

項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 略

2 略

和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第8条第1項第1号の改定規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。